



消費者被害情報




身に覚えのない請求を電子マネーで支払わせようとするのは詐欺の可能性大！！



ある日、『未納料金があります。期日までに払わないと裁判を起こします。』と身に覚えのないはがきが届いた。不安になり電話すると「2年前から未納料金があるので払ってほしい。コンビニに行き、電子マネーを購入してその番号を教えてください。」と言われたので、電子マネーを購入し業者に番号を教えた。

ひとことアドバイス

※電子マネーについては裏面へ 

- * 架空請求で、コンビニなどで電子マネー(プリペイドカードなど)を購入させ、番号を伝えるよう要求されるケースが増えています。
- * 業者に電子マネーのカード番号を伝えると、**現金を相手に渡したことと同じ**になります。番号を教えないようにしましょう。
- * 業者に連絡すると個人情報を知ることとなり、さらに請求を受ける可能性もあるので**連絡しないように**しましょう。

相談窓口

※土日、祝日の場合は「188(局番なし)」におかけください。平日もご利用できます。

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

TEL:23-1004

津山市消費生活センター

TEL:32-2057

消費者ホットライン

TEL:188(局番なし)

❖ 電子マネーとは ❖

近年ではコンビニエンスストアなどで簡単に購入でき、「現金を持たなくても買い物ができる」という便利なものとして多くの方が使っています。

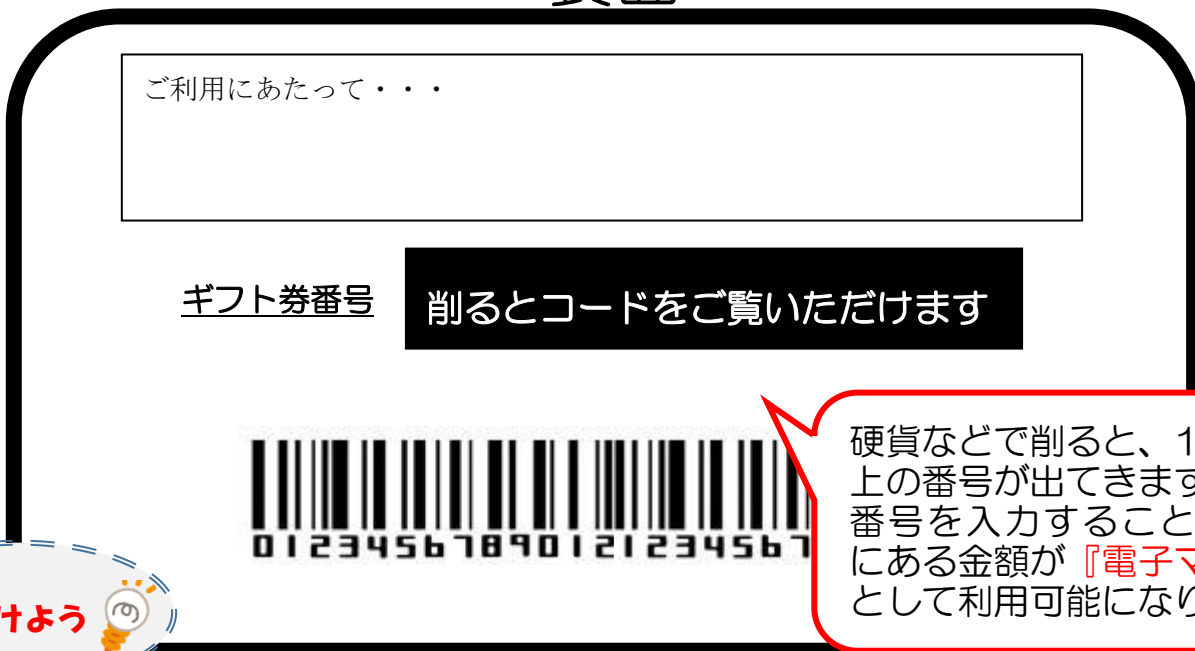
◎実物は免許証のサイズと同じくらいです

<見本>

表面



裏面



※電子マネーは大変便利なものですが、利用の仕方次第で簡単に悪用されてしまいます。

他人にギフト券番号を教えることで、現金を送ったことになりますので、ご利用の際は注意してください。